



犬を飼う上で 守らなくてはならないこと

鑑札・済票 を着けていますか？

◆ 飼い犬を登録すると、「鑑札※」が交付されます。

※川崎市では、マイクロチップ情報を環境大臣指定登録機関（日本獣医師会）に登録した飼い犬は、犬の登録の申請があったものとみなされ、装着した「マイクロチップ」が「鑑札」とみなされます。

- ◆ 年1回狂犬病予防注射を受けさせ、「済票」の交付を受けましょう。
- ◆ 交付された「鑑札」や「済票」は、迷子になったときや、災害時のため、必ず首輪などに着けてください。

(マイクロチップの登録先)
犬と猫のマイクロチップ
情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人日本獣医師会

<https://reg.mc.env.go.jp>

糞・尿 の始末をしていますか？ トイレは？

- ◆ 「糞」や「尿」は自宅で済ませるよう習慣づけましょう。
- ◆ 外でしてしまった場合、「糞」は持ち帰り、「尿」はペットシートで吸い取る、たっぷりの水で流すなど、きちんと始末をしましょう。



鳴き声などで 迷惑 をかけていませんか？ しつけは？

- ◆ しつけが行き届いていると、周辺地域の方々にも受け入れられやすくなり、災害時にも安心です。



必ず リード をつけていますか？ お散歩は？

- ◆ 公園や河川敷でも、リードは短く持ち、犬を確実に制御してください。
- ◆ もしも飼い犬が、人や他の犬等を咬んでしまった場合には、各区役所衛生課まで届け出てください。



川崎市では、災害時に、原則すべての避難所でペットとの同行避難※が可能です。

※同室避難ではありません。避難所以外の預け先も事前に検討しておきましょう。

- | | | |
|--|-------------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 予防注射やノミ・ダニ予防をしましょう。 | <input type="checkbox"/> 餌・水（最低5日分） | <input type="checkbox"/> 首輪・リード |
| <input type="checkbox"/> 日頃からクレート(ケージ)に慣れさせましょう。 | <input type="checkbox"/> ケージ | <input type="checkbox"/> ペットシート |
| <input type="checkbox"/> 防災用品を準備しましょう。チェックリスト参照→ | <input type="checkbox"/> 常備薬 | <input type="checkbox"/> 食器 |
| <input type="checkbox"/> 避難先・避難経路・移動方法を確認しておきましょう。 | <input type="checkbox"/> バスタオル・毛布 | |

ペットに関する相談・問合せ先

川崎市役所衛生課	044-201-3222	幸区役所衛生課	044-556-6681	中原区役所衛生課	044-744-3271
高津区役所衛生課	044-861-3322	宮前区役所衛生課	044-856-3270	多摩区役所衛生課	044-935-3306
麻生区役所衛生課	044-965-5164	動物愛護センター	044-589-7137	健康福祉局生活衛生課	044-200-2447

当チラシは、ペットを飼育していない皆様にもお知らせしたいため、ペット飼育を禁止している集合住宅等へも回覧させていただく場合がございます。何卒ご了承ください。

猫のお世話をしている方へ

動物は私たちの心を癒してくれますが、飼い主・世話をする人次第では地域の大きな問題となります。猫が嫌われる存在とならないためにルールを守り猫が地域の問題とならないようにしましょう！

STOP！繁殖

- 猫の繁殖期は屋内では1年中、屋外環境でも1月から9月までと長く、また生物学的に繁殖しやすいため、あっという間に数が増えます。
- 世話をする猫には不妊去勢手術をしましょう。川崎市には「猫の不妊去勢手術補助金制度」があります。

糞尿の処理

- ネコは決まった場所で糞尿をします。頭数分のトイレを用意し、毎日始末をしましょう。
- エサ場周辺の糞やごみも撤去しましょう。

周囲への配慮

- 野良猫問題軽減のため、猫の世話や不妊去勢手術を行っていることを説明し、地域理解を得ましょう。

NO！置きエサ

- エサの置きっぱなしや、食べ残しの放置は、害虫やネズミ、カラスが集まる等、近隣の迷惑につながります。
- 世話をする猫にだけエサを与え、食べ残しはすぐに片づけましょう。

猫を飼っている方へ

飼い猫は屋内で飼いましょう

- 自由に外に出すことは、猫にとって危険であるだけでなく、糞尿等により近所の迷惑にもなります。



所有者明示

- 猫に迷子札やマイクロチップをつけましょう
- 区役所衛生課では迷子札を無料配布しています。

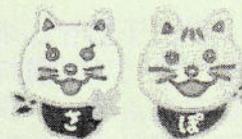
地域猫活動サポーター登録制度をご存知ですか？

地域猫活動とは、野良猫による糞や鳴き声などの問題を解決するため、**地域の方々の理解**のもと、ボランティアや地域住民等によって、猫の不妊去勢手術やルールに沿ったエサの管理などを通して、猫を排除するのではなく、**適正に猫を管理していく活動**のことです。

今以上に猫を増やさず、被害を減らすことで、暮らしやすい地域づくりに繋げることが目的です。

活動地域や管理の対象となる猫を決めて川崎市に登録すると、以下の支援が受けられます。

- サポーター証の発行
- 専用ビブスの貸出し
- 不妊去勢手術等費用の補助（メス 8,000円 オス 6,000円）
手術費用が補助額を下回った場合は、その実費額を補助します。
- 市動物愛護センターでの不妊去勢手術（無料）
- 捕獲用ケージの貸出し



川崎市地域猫活動
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000101755.html>

登録にあたり、一定の要件がありますので、詳しくは、区役所衛生課までお問合せください。

！ 犬や猫等の愛護動物の虐待・遺棄（捨てること）は犯罪です。

- 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金が科せられます。
 - 愛護動物を虐待又は遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。
- 暴行を加えるなどの意図的な行為のほか、必要な世話を行わない、ケガや病気の治療をせずに放置するなど、やらなければならない行為を行わない場合（ネグレクト）も虐待に含まれます。

（令和7年9月作成）